

第 9 期

松野町分別収集計画

令和 2 年 4 月

# 松野町分別収集計画

## 目 次

1	計画策定の意義	P1
2	基本的方向	P1
3	計画期間	P1
4	対象品目	P1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	P2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	P3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	P3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	P4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み	P5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	P5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	P6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P6

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済及びライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の廃棄物処理状況としましては、平成29年度に本稼働を開始した宇和島地区広域事務組合環境センター（以下、「環境センター」という。）開設に伴い、町指定ごみ袋についても4種類に増やし、分別の細分化を図ることで、ごみの資源化及び最終処分量の減量化に努める。

本計画ではこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することによりすべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画に基づき、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図り、循環型社会を構築するものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを主とした地域社会づくり
- (2) 廃棄物の適正処理推進による地域環境の保全
- (3) 住民・事業者・行政が一体となった排出抑制及び資源化の促進

## 3 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器・アルミ製容器・段ボール・ペットボトル・ガラス製容器（無色・茶色・その他）を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：t/年)

項目	年度				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	232.1	227.7	223.2	218.9	214.4

各年度における容器包装廃棄物の種類別排出量の見込み

(単位：t/年)

項目	年度					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
金属	スチール製容器	7.7	7.6	7.4	7.3	7.1
	アルミ製容器	11.0	10.8	10.6	10.4	10.2
	小計	18.7	18.4	18.0	17.7	17.3
ガラス	無色ガラス製品	19.8	19.4	19.0	18.7	18.3
	茶色ガラス製品	14.3	14.0	13.8	13.5	13.2
	その他ガラス製品	7.7	7.6	7.4	7.3	7.1
	小計	41.8	41.0	40.2	39.5	38.6
紙類	飲料用紙製容器	5.5	5.4	5.3	5.2	5.1
	段ボール	34.1	33.4	32.8	32.1	31.5
	その他紙製容器包装	30.8	30.2	29.6	29.0	28.4
	小計	70.4	69.0	67.7	66.3	65.0
プラスチック	ペットボトル	18.7	18.3	18.0	17.6	17.3
	白色トレイ	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0
	その他プラスチック製容器包装 (白色トレイ除く)	80.3	78.8	77.2	75.7	74.2
	小計	101.2	99.3	97.3	95.4	93.5
合計		232.1	227.7	223.2	218.9	214.4

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るために、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、各種団体等にも積極的な協力を呼びかけ、リサイクル活動を推進する。

- (1) 学校、地域住民に対し、様々な機会を捉えて環境教育を実施し、ごみの減量の重要性や分別収集の必要性について啓発を行い、ごみに対する住民意識の高揚を図る。
- (2) 商品の過剰包装を抑制し、簡易包装推進へ向けた意識の啓発を図る。
- (3) 小売店における買い物袋の持参運動の普及及び啓発を図る。
- (4) リターナブル容器を用いた商品を積極的に選択することを啓発する。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記表左欄のように定める。

また、町民の協力度、本町が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下記表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミニウム製の容器	
主としてガラス製容器（無色・茶色・その他の各色ガラス製容器）	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料またはしょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

年 度 項 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	主としてスチール製の容器	6.0t		5.9t		5.8t		5.7t		5.6t
主としてアルミニウム製の容器	5.5t		5.4t		5.3t		5.2t		5.1t	
無色のガラス製容器	(合計) 9.9t		(合計) 9.7t		(合計) 9.5t		(合計) 9.3t		(合計) 9.1t	
	引渡 量	独自 処理 量								
	8.3t	1.6t	8.1t	1.6t	7.9t	1.6t	7.7t	1.6t	7.5t	1.6t
茶色のガラス製容器	(合計) 9.6t		(合計) 9.4t		(合計) 9.2t		(合計) 9.0t		(合計) 8.8t	
	引渡 量	独自 処理 量								
	9.6t	0t	9.4t	0t	9.2t	0t	9.0t	0t	8.8t	0t
その他のガラス製容器	(合計) 2.8t		(合計) 2.7t		(合計) 2.6t		(合計) 2.5t		(合計) 2.4t	
	引渡 量	独自 処理 量								
	2.8t	0t	2.7t	0t	2.6t	0t	2.5t	0t	2.4t	0t
主として段ボ ール製の容 器	23.3t		22.9t		22.5t		22.1t		21.7t	
主としてポリエ チレンテレフ レート(PET) 製の容器であ つて、飲料ま たはしょうゆ 等の充填ため のもの	(合計) 8.8t		(合計) 8.6t		(合計) 8.4t		(合計) 8.2t		(合計) 8.0t	
	引渡 量	独自 処理 量								
	8.8t	0t	8.6t	0t	8.4t	0t	8.2t	0t	8.0t	0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法  
 特定の分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝直近年度の（平成30年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、松野町人口ビジョンの推定値を用いて次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3,672人 (対前年度比) 98.13%	3,603人 (対前年度比) 98.12%	3,534人 (対前年度比) 98.08%	3,465人 (対前年度比) 98.05%	3,395人 (対前年度比) 97.98%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

本町から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集するものは下表のとおりとする。  
 スチール・アルミ・ガラスについては、「びん及び缶類」として収集したものを環境センター資源回収棟において分別（選別）し、圧縮梱包し保管する。

ガラスについては手選別により色ごとに選別し保管する。

また、ペットボトルについても環境センター資源回収棟で圧縮梱包し保管する。

段ボールについては、環境センター稼働後についても松野町リサイクルセンターで保管する。

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール・アルミ	びん及び缶類	町による 定期収集	広域事務組合 (選別→保管)
ガラス	無色・茶色・その他	びん及び缶類	町による 定期収集	広域事務組合 (選別→保管)
紙類	段ボール	段ボール	町による 定期収集	町 (保管)
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による 定期収集	広域事務組合 (減容→保管)

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設は、環境センター及び町リサイクルセンターでそれぞれの分別区分に応じて下表のとおり収集するものとする。

### 分別収集の用に供する施設整備概要

分別区分	容器包装廃棄物	収集容器	ステーション等	収集車	中間処理施設
びん及び缶類	スチール アルミ	指定袋	収集ステーション (町内160箇所)	パッカー車 (直営)	広域環境センター (選別・保管)
びん及び缶類	ガラスびん	指定袋	収集ステーション (町内160箇所)	パッカー車 (直営)	広域環境センター (選別・保管)
段ボール	段ボール	無指定	収集ステーション (町内160箇所)	1トトラック ダンプトラック (直営)	町リサイクルセンター (保管)
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	収集ステーション (町内160箇所)	パッカー車 (直営)	広域環境センター (減容・保管)

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 住民や事業者の意見及び要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別を円滑かつ効率的に推進するため、住民・事業者・行政が連携し分別収集推進体制の整備に努める。
- (2) 自治会等住民団体による集団回収を検討し、環境面におけるまちづくりの支援を行う。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行う。